

2007年6月15日
(平成19年)

藤沢市長 山本 捷雄 様

藤沢市個人情報保護審査会
会 長 篠崎 百合子

障害程度区分認定調査票の開示一部承諾決定処分に対する異議申立てについて (答申)

2007年(平成19年)2月7日付け(諮問第19号)で諮問された「本人についての障害程度区分認定調査票等の市町村審査会資料」に係る管理情報開示一部承諾決定処分に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が、異議申立人の行った「本人(藤沢市個人情報の保護に関する条例第20条第2項の規定により本人に代わって代理人が開示請求をする場合における当該本人。以下同じ。)についての市町村審査会資料」の管理情報開示等請求について、「概況調査票」(以下「本件文書」という。)中のI項のうち「記入者氏名」欄およびⅧ項のうち「介護者の健康状況等特記すべきこと」欄の一部(以下「本件非開示部分」という。)につき、藤沢市個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第23条第1項の規定に基づき、2006年(平成18年)11月28日付けでした本件非開示部分を除く管理情報開示一部承諾決定処分は妥当でなく、全部開示すべきである。

第2 本件諮問までの経過

- 1 異議申立人は、2006年(平成18年)11月22日、実施機関に対し、条例第20条により本件文書を含む市町村審査会資料につき、管理情報の開示請求をした。
- 2 実施機関は、同年11月28日付けで、管理情報の開示請求に係る本件文書につき、本件非開示部分を除き開示することとした管理情報開示一部承諾決定をした。
- 3 異議申立人は、2007年(平成19年)1月29日、実施機関に対し、前記管理情報開示一部承諾決定の取消しを求める異議申立てをした。

- 4 実施機関は、同年2月7日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 本件文書は、要介護状況の判定資料として本人の状況を記載したものであるから、本人に関する情報である。
- 2 本件文書を資料としてなされた介護給付費等支給要否決定につき、本人は神奈川県知事に対して審査請求を行っており、本件文書の開示を受ける必要性が高い。
- 3 実施機関は、本件文書のⅧ項の「介護者の健康状況等特記すべきこと」欄の非開示部分について口頭で記載内容を説明する旨述べているのであるから、非開示の理由がない。

第4 実施機関の主張要旨

本件文書の非開示部分であるⅠ項「記入者氏名」欄は、市が認定調査を委託している指定相談支援事業者の程度区分認定調査員（以下「調査員」という。）に関する情報であり、また、Ⅷ項「介護者の健康状況等特記すべきこと」には本人の親族に関する情報が含まれている。よって、本人以外の第三者の個人情報であり、条例第23条第1号に該当し、開示により当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、非開示とした。

第5 審査会の調査およびその内容

異議申立人および実施機関職員からの聴取により、以下の事実が認められる。

- 1 本件文書は、障害者自立支援法に基づき設置される市町村審査会が、介護給付費等の支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者が行う申請にかかる障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定をするにあたって、市町村審査会に提出される資料の一つであり、障害程度区分判定自体には用いられないが、サービスの種類・量などの決定にあたって勘案される。なお、市町村審査会に提出される資料は、他に、認定調査票・特記事項・医師意見書があり、本件管理情報等開示請求においてこれらは全部開示されている。
- 2 本件文書は、介護給付費等支給申請を受けた場合に、市町村が当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境等を調査させた結果を記載するものであるが、これらの調査は、指定相談支援事業者等に委託することができるものと定められており（障害者自立支援法第20条第2項後段）、本件においては、藤沢市から業務委託を受けた社会福祉法人藤沢ひまわり藤沢市地域生活支援センター（以下「受託業者」という。）の調査員が調査を実施し、文書作成を行っている。
- 3 藤沢市と受託業者とが締結している藤沢市障害程度区分認定調査委託契約書において、受託業者の調査員は、藤沢市が交付した障害程度区分認定調査調査

員証（以下「調査員証」という。）を携帯し、関係人の請求があったときには、これを提示しなければならないものと定められている。

4 本件文書作成にあたっての調査の手順は以下のとおりであった。

(1) 介護給付費等支給申請にかかる手続の説明は、本人の父である異議申立人に対してなされた。その際、異議申立人から、調査の際の事情聴取は本人の母から行ってもらいたい旨の申し出があった。

(2) そこで、本人の母と日程調整の上、本人・本人の母・調査員の三者が面談して調査を実施した。本件文書のⅡ項以下の記載は、本人の母からの事情聴取に基づくものである。

(3) 調査にあたって、調査員は、調査員証を求めに応じて提示するだけでなく、自己紹介として氏名を調査対象者に明らかにしている。

5 本件文書のⅧ欄の非開示部分には、介護サービスの種類・量を決定するにあたっての勘案資料となる本人の介護者に関する状況が簡略に記載されている。

6 本人は、上記調査に基づきなされた藤沢市の介護給付費等に係る処分を不服として神奈川県知事に対する審査請求を行い、現在、神奈川県障害者介護給付費等不服審査会での審査手続中である。右審査会には、藤沢市から、本件文書を含む市町村審査会における審査資料一式が提出されている。

7 実施機関は、本件文書のⅧ欄の非開示部分について、異議申立人に対し、口頭での説明は行っている。

第6 審査会の判断理由

1 本件文書のⅠ欄の非開示部分について

本件文書のⅠ欄の非開示部分は、調査を実施した調査員の氏名である。

上述のとおり、かかる調査は市の職員が行うのが原則であるが、指定相談支援事業者等に委託することができるとされ、本件では受託事業者の調査員が実施しているものである。当該調査を市の職員が実施し、調査票の記入を行った場合には、条例23条第1号ウにより、開示により当該者の個人の権利利益を不当に害するおそれのある場合を除き、調査実施者（記入者）の氏名も開示の対象となる。

以上によれば、調査員は、市の職員と同様の職務権限、専門性を有していると認められるのであって、氏名の開示について市の職員と別異に解すべき理由は存しない。

よって、条例23条第1号ウの公務員に準じて、開示により当該者の個人の権利利益を不当に害するおそれのある場合を除き、氏名も開示がなされるべきである。

そして、市と受託業者との委託契約書によれば、調査員は神奈川県障害者程度区分認定調査員研修修了者に限定され（2条1項）、市が調査員証を交付し

(5条1項)、調査員は調査員証を携帯し、関係人の請求があったときにはこれを提示することが義務づけられている(4条5項)。また、本件において、調査実施者(記入者)は、調査の実施にあたって自己紹介をして氏名の開示を行っているのであるから、氏名の開示により当該者の個人の権利利益を不当に害するおそれが存しないことは明らかである。

2 本件文書のⅧ欄の非開示部分について

本件文書のⅧ欄の非開示部分は、介護者関連情報である。これらの情報は、上述のとおり、本人に対して実施される調査によって得られた、本人に対するサービスの種類や量を決定するための判断要素としての情報であり、本人に関する情報にはかならない。よって、第三者情報にあたらぬ。

よって、実施機関が本件非開示部分を除いて管理情報開示一部承諾決定をした処分は妥当でなく、全部開示すべきであると判断する。

以上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2007. 2. 7	諮問
2007. 2. 19	審査会事務局から市長に一部承諾決定に係る管理情報及び意見書の提出を依頼
2007. 2. 21	市長から審査会へ一部承諾決定に係る管理情報及び意見書を提出
2007. 3. 5	審査会事務局から異議申立人に意見書の写しを送付し、併せて当該意見書に対して意見書を提出できる旨の説明文を送付
2007. 3. 26	第1回審査会 審査会において、市長に関係資料の提出を依頼し並びに実施機関及び異議申立人に事実の陳述を依頼する旨を決定
2007. 3. 27	審査会から市長に関係資料の提出を依頼
2007. 4. 2	市長から審査会へ関係資料を提出
2007. 4. 27	第2回審査会 実施機関及び異議申立人からの意見聴取
2007. 6. 1	第3回審査会 審議
2007. 6. 15	答申

第10期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2006年4月1日～2008年3月31日)

氏 名	役 職 名 等
大 淵 辰 雄	医師
○小 澤 弘 子	弁護士
◎篠 崎 百合子	弁護士
田 中 則 仁	神奈川大学経営学部教授
吉 田 眞 次	公認会計士

◎会長 ○職務代理者